

外国証券取引口座約款の改訂に係る重要なお知らせ

外国証券取引口座約款の改訂(予定)により

**2030年10月1日以降、外国株券等に係る配当金等は
支払開始日より5年を経過した時点で受け取れなくなります**

◆ 外国証券取引口座約款の改訂内容

- 国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等※の配当金等(償還金等を含むすべての金銭)の支払手続において、決済会社が配当金等の支払開始日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。

※「外国株券等」とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント、外国株預託証券及び外国株式等を指します。

◆ 効力発生日(施行日)

- 2030年10月1日

※ 改訂後約款の効力発生日(施行日)より前の日を支払開始日として指定した配当金等についても適用します。

◆ 外国証券取引口座約款の改訂理由

- 決済会社である株式会社証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度(以下、「外株制度」といいます。)において、外株制度固有の取扱いの解消及び証券会社等の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等(実質株主が受領していない配当金等をいいます。)に除斥期間を設定する旨の改正が行われたことに伴う改訂となります。

「外国証券取引口座約款」の一部改定について
新旧対照表

(下線部変更箇所)

新	旧
(配当等の処理) 第8条 (現行どおり) 2～7 (現行どおり) <u>8 配当金等の支払手続きにおいて、決済会社</u> <u>が配当金等の支払いを開始する日として</u> <u>指定した日から5年を経過してもなお受領</u> <u>されないときは、決済会社及び当社はその</u> <u>支払義務を免れるものとします。</u> (新株予約権等その他の権利の処理) 第9条 寄託証券等にかかる新株予約権等(新 たに外国株券等の割当てを受ける権利をい います。以下同じ。)その他の権利の処理 は、次の各号に定めるところによります。 (1)～(4) (現行どおり) (5) 第1号イ、第2号および第3号により 売却処分した代金については、前条第1項 第2号イならびに同条第2項から第5項ま でおよび第7項の規定に準じて処理するも <u>のとし、同条第8項の規定はその支払につ</u> <u>いて準用します。</u> 附 則 (令和7年9月30日) <u>1 この改正は令和12年10月1日より施</u> <u>行する。</u> <u>2 改正後の第8条第8項(第9条第5号にお</u> <u>いて準用する場合を含む。)の規定は、この</u> <u>改正規定施行の日より前の日を支払いを開</u> <u>始する日として指定した配当金等(同号にお</u> <u>いて準用する場合にあっては、同条第1号</u> <u>イ、第2号及び第3号により売却処分した代</u> <u>金)についても適用する。</u>	(配当等の処理) 第8条 (省 略) 2～7 (省 略) (新 設) (新株予約権等その他の権利の処理) 第9条 (同 左) (1)～(4) (省 略) (5) 第1号イ、第2号および第3号により 売却処分した代金については、前条第1項 第2号イならびに同条第2項から第5項ま でおよび第7項の規定に準じて処理しま す。 (新 設)